

御浜町新型コロナウイルス感染症対応支援給付金 (商工事業者向け)

【申請受付要項】

I 給付金の概要

趣旨

令和4年1月の三重県まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた町内等の商工事業者に対して、事業継続を支援することを目的として給付金を支給します。

給付金額 1事業者当たり5万円(一律)

II 申請要件

本給付金の申請要件は、次のいずれかに該当する事業者とします。

- ① 令和4年1月31日以前から、町内で商工業を主として営んでいる個人又は法人
- ② 令和4年1月31日以前から、町外で商工業を主として営んでいる、町内に居住し、住民票を有する個人

※ただし、御浜町新型コロナウイルス感染症対応支援給付金(農林水産事業者向け)の支給決定を受ける又は受けた事業者は支給対象外とします。

III 申請手続き等

1 申請に必要な書類

- ① 支給申請書
- ② 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)
- ③ 現に事業を営んでいることが分かる書類の写し(確定申告書等)
- ④ 振込先口座が確認できる書類(預金通帳の写し等)
- ⑤ 給付金に関するアンケート

※ただし、みえ熊野古道商工会会員が申請する場合は、②③の書類は提出不要です。

2 申請書類の提出先

【みえ熊野古道商工会 御浜支所】

〒519-5203 御浜町大字下市木919-45

みえ熊野古道商工会 御浜支所内

御浜町新型コロナウイルス感染症対応給付金 申請受付 係

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、できるだけ郵送にてご提出をお願いします。

※郵送する場合、切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

3 支給申請書の入手方法

- ①商工会及び御浜町の公式ホームページからダウンロード可能です。
- ②商工会の窓口でお渡しします。

4 申請受付期間

令和4年5月9日（月）から5月31日（火）午後5時まで【必着】

5 支給決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適当と認められたときは給付金の支給を決定し、申請者に決定通知書を送付します。また、内容を審査のうえ適当と認められなかった場合は、給付金の不支給を決定し、申請者に通知するものとします。

6 お問い合わせ先

みえ熊野古道商工会御浜支所 TEL：05979-2-3220

御浜町役場企画課 TEL：05979-3-0507